

四月二五日 TCフォーラム(納税者の権利憲章を つくる会)の定期総会を開催!

去る四月二五日に東京お茶の水、お茶の水スクエアC-1四会議室で、TCフォーラムの定期総会とシンポジウムを開催した。

第一部 総会の司会を、湖東京至(事務局長、静岡大学教授)が、第二部シンポジウムの司会を、辻村祥造(事務局、税理士)が担当した。

当日は、学者、弁護士、税理士、中小事業者、そして業者団体や労働組合など三九名の参加を得て活発な議論が行われた。

第一部 総会報告

総会では、一年間の経過報告と来年度活動方針案の提起を、村上晴男(事務局、税理士)が行った。

この一年間は「納税者権利基本法」(仮称)と「税務行政手続法」(仮称)の法制化に向けて、国会議員への働きかけが始まり、国会議員による「納税者の権利を考える勉強会」の発足と、四回にわたり勉強会が行われたこと、そして現在、議員立法の提案ができるよう、参議院の法制局の協力を得て検討していることが報告された。

四月八日には参議院予算委員会で「納税者の権利を考える会」の事務局担当山口哲夫参議院議員が質疑と納税者の権利憲章制定の必要性を指摘した。決算報告と予算案について吉本貢(事務局、税理士)および次期役員員の提案を湖東京至(事務局長)が行った。



シンポジウムで報告する笠井亮参議院議員

第二部 シンポジウム

シンポジウムは、「急迫するわが国における納税者権利憲章の制定」というテーマで①国会における納税者権利憲章制定の動きを笠井亮参議院議員(納税者の権利を考える会)国会議員)②韓国における納税者権利憲章制定と国税庁の訪韓質疑を北野弘久日本大学教授・TCフォーラム代表委員の各報告を受けて討論を行った。

このシンポジウムのレジュメ・資料は、冊子にして、会員に配布する予定である。

最後に運営委員を代表して、鈴木章税理士から、閉会のあいさつを受け、総会とシンポジウムを終了した。

TCフォーラム本年度活動方針

TCフォーラム(「納税者の権利憲章をつくる会」)は会則に則り、我が国における納税者(タックス・ペイヤー)の権利確立、納税者の権利保護のため、「納税者権利憲章」(「納税者権利基本法」及び「税務行政手続法」)の制定を目指し、以下の諸活動を行う。

- 一、「納税者権利憲章」「納税者権利基本法」「税務行政手続法」などの法制定を目指し各党、各議員に対し要請行動を行う。
- 二、ニュース(TCフォーラム中央情報)を随時発行する。
- 三、納税者に対する権利侵害の実情を調査・集約し、広く世論に訴える。
- 四、シンポジウムを随時開催する。
- 五、全国各地においてこの運動を推進する。
- 六、会員の拡大を行い組織を強化する。

「納税者の権利を考える勉強会」の 経過とその後

- (1) 「納税者の権利を考える勉強会」が一九九七年六月九日結成され、同日活動を開始した。
第一回勉強会を「納税者の権利宣言と権利保障の主要先進国における内容と実態」をテーマに国会図書館財政金融課副主査古川浩太郎氏から報告を受けた。(第一集)
- (2) 第二回勉強会を一月七日、テーマは「日本における納税者の権利憲章の課題」報告者は日本大学法学部教授北野弘久氏であった。(第二集)
- (3) 第三回勉強会一〇月三日、テーマは「建設業と納税者の権利」報告者は全国建設労働組合総連合税対部長須藤一三氏であった。(第三集)
同日、テーマは「税理士業務と納税者の権利」報告者は税理士益子良一氏であった。(第三集)
- (4) 第四回勉強会を一月一九日、テーマ「税金裁判と納税者の権利」

国税通則法の一部を改正する法律（案）

TCフォーラム定期総会・シンポジウムの討議を受けて、五月一七日大淵議員に「相当な理由がある場合」のそう入について要望、五月二一日参議院法制局から大淵議員に回答された改正後条文は次のとおりとなった。

国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 賦課課税方式による国税に係る税額等の確定手続（第三十一条～第三十三条）」

「第三節 賦課課税方式による国税に係る税額等の確定手続（第三十一条～第三十三条）

を 第四節 質問又は検査の事前通知等（第三十三条の二・第三十三条の三） に改める。

第一条の次に次の二条を加える。

（税務行政運営の基本理念）

第一条の二 税務行政の運営は、国民の納税義務の適正かつ円滑な履行が確保されるよう、公正を旨として行われなければならない。

2 国税当局は、税務行政に関する国民の理解を得るため、必要な情報の提供を行うとともに、税務行政に関する国民の意見、苦情等に誠実に対処しなければならない。

3 国税庁、国税局、税務署及び税関の当該職員は、その職務の執行に当たっては、国民の権利利益の保護に常に配慮するとともに、国民が納税に関して行った手続は、誠実に行われたものとして、これを尊重することを旨としなければならない。

（税務行政運営の基本方針）

第一条の三 国税庁長官は、前条に定める税務行政運営の基本理念にのっとり、税務行政の運営の基本となる方針を定め、これを公表しなければならない。

第二章に次の一節を加える。

第四節 質問又は検査の事前通知等

（税額の確定に係る調査のための質問又は検査の事前通知等）

第三十三条の二 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員は、納付すべき税額の確定に係る調査のための所得税法第二百三十四条第一項その他の政令で定める国税に関する法律の規定による質問又は検査（以下この条及び次条においてそれぞれ単に「質問」又は「検査」という。）をしようとする場合には、質問又は検査をする日の十四日前までに、その相手方に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。ただし、検査をしようとする物件が隠滅される等調査の目的を達成することが著しく困難になると認められるに足りる相当な理由がある場合は、この限りでない。

一 相手方の氏名（法人については、名称）及び住所又は居所

二 当該職員の氏名及び所属する官署

三 調査を必要とする理由

四 質問又は検査の根拠となる法令の条項

五 質問をする事項又は検査をする物件

六 質問又は検査をする日時及び場所

七 次項に規定する変更の申出に関する事項

八 その他大蔵省令で定める事項

2 前項の通知を受けた者は、当該通知をした国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員に対して、質問又

は検査をする日時又は場所の変更を申し出ることができる。

- 3 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員は、第一項ただし書に規定する場合において、質問又は検査をしようとするときは、その相手方に対し、同項第一号から第五号まで及び第八号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

(税額の確定に係る調査の結果に関する情報の提供)

- 第三十三条の三 国税庁長官、国税局庁、税務署長又は税関長は、当該職員が質問又は検査を行った場合には、当該質問又は検査の相手方に対し、当該質問又は検査に係る調査の結果に関する情報を提供しよう努めなければならない。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 この法律による改正後の国税通則法第三十三条の二の規定は、この法律の施行の日から起算して二十日を経過した日以後に行われる同条第一項に規定する質問または検査について適用する。

理 由

税務行政の運営について、基本理念を明らかにし、及び基本方針を策定することとともに、国税に関する法律の規定による質問又は検査の事前通知制度を創設する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

納付すべき税額の確定に係る調査のための政令で定める国税に関する法律の規定による

質問又は検査の例

- ① 所得税法第二三四条第一項の規定による質問又は検査
- ② 法人税法第一五三条又は第一五四条（これらの規定を同法第一五五条において準用する場合を含む。）の規定による質問又は検査
- ③ 相続税法第六十条第一項の規定による質問又は検査
- ④ 地価税法第三十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による質問又は検査
- ⑤ 消費税法第六十二条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は同条第三項の規定による質問又は検査
- ⑥ 酒税法第五十三条第一項の規定による質問又は検査
- ⑦ たばこ税法第二十七条第一項第一号又は第二号の規定による質問又は検査
- ⑧ 揮発油税法第二十六条第一項第一号又は第二号の規定による質問又は検査
- ⑨ 地方道路税法第十四条の二第一項第一号又は第二号の規定による質問又は検査
- ⑩ 石油ガス税法第二十六条第一項第一号又は第二号の規定による質問又は検査
- ⑪ 石油税法第二十三条第一項第一号又は第二号の規定による質問又は検査
- ⑫ 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第二十二条第一項の規定による質問又は検査
- ⑬ 航空機燃料税法第一九条第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による質問又は検査
- ⑭ 電源開発促進税法第十二条第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による質問又は検査
- ⑮ 印刷税法第二十一条第一項の規定による質問又は検査
- ⑯ 租税特別措置法第六十六条の四第九項の規定による質問又は検査